

第 150 回鳥取県都市計画審議会 議案概要

(審議会開催年月日 H28.12.27)

- 議案 1 大栄都市計画道路 1・4・1 号北条大栄線の決定
- 議案 2 北条都市計画道路 1・4・1 号北条大栄線の決定
- 議案 3 北条都市計画道路 1・4・2 号和田北条線の決定
- 議案 4 倉吉都市計画道路 1・4・1 号和田北条線の決定
- 議案 5 羽合都市計画道路 1・3・1 号羽合泊線の変更
- 議案 6 羽合都市計画道路 3・5・2 号長瀬久留線の変更
- 議案 7 琴浦都市計画道路 1・3・1 号東伯淀江線の変更
- 議案 8 倉吉都市計画道路 3・4・9 号上井羽合線の変更
- 議案 9 米子境港都市計画域内の特殊建築物の位置の承認

議案名	主な内容
議案 1 号 大栄都市計画道路 1・4・1 号北条大栄線の決定	重大な事故・交通遮断、産業・観光の活性化や医療機関への速達性の確保などの地域の交通課題を解決するため、東西軸となる自動車専用道路を都市計画決定するもの。 議案 1 号
議案 2 号 北条都市計画道路 1・4・1 号北条大栄線の決定	延長:約 6,470m、起終点:(起点)北条町東園(終点)同町大谷 幅員:21m、車線数:4 車線 議案 2 号 延長:約 5,890m、起終点:(起点)北条町江北(終点)同町松神 幅員:21m、車線数:4 車線
議案 3 号 北条都市計画道路 1・4・2 号和田北条線の決定	北条大栄線と連絡して広域的な自動車専用道路網を形成するため、北条大栄線の都市計画決定に合わせ、ジャンクション等及び供用済み区間を都市計画決定する。 議案 3 号
議案 4 号 倉吉都市計画道路 1・4・1 号和田北条線の決定	延長:約 4,330m、起終点:(起点)北条町米里(終点)同町弓原 幅員:21m、車線数:4 車線 議案 4 号 延長:約 1,650m、起終点:(起点)倉吉市和田(終点)同市寺谷 幅員:21m、車線数:4 車線
議案 5 号 羽合都市計画道路 1・3・1 号羽合泊線の変更	議案 2 号の都市計画決定に併せて、1・3・1 号羽合泊線と 1・4・1 号北条大栄線を接続するよう変更を行うもの。 延長:約 7,220m、起終点:(起点)湯梨浜町はわい長瀬(終点)同町園 幅員:23.5m、車線数:4 車線
議案 6 号 羽合都市計画道路 3・5・2 号長瀬久留線の変更	議案 5 号の変更に伴い、並行する 3・5・2 号長瀬久留線の変更を行うもの。 延長:約 1,450m、起終点:(起点)湯梨浜町はわい長瀬(終点)同町久留 幅員:18.5m、車線数:2 車線
議案 7 号 琴浦都市計画道路 1・3・1 号東伯淀江線の変更	議案 1 号の都市計画決定に併せて、1・3・1 号東伯淀江線と 1・4・1 号北条大栄線を接続するよう変更を行うもの。 延長:約 17,290m、起終点:(起点)琴浦町槻下(終点)大山町松河原 幅員:23.5m、車線数:4 車線
議案 8 号 倉吉都市計画道路 3・4・9 号上井羽合線の変更	詳細な測量調査の結果、都市計画道路の法線及び区域の変更を行うもの。 延長:約 3,860m、起終点:(起点)倉吉市上井(終点)同市清谷 幅員:11~17m、車線数:2 車線
議案 9 号 米子境港都市計画域内の特殊建築物の位置の承認 産業廃棄物処理施設の敷地の位置の承認	境港市潮見町の産業廃棄物処理場において、低濃度 PCB 処理用の炉を追加設置してその処理量を増加させようとするため、関係法令に基づき、産業廃棄物処理施設の敷地の位置の承認を得ようとするもの。